

# 株式会社日本政策金融公庫法案(仮称)について

## 改革の後退は許さない。

「行政改革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」を踏まえ、これまでの改革をしっかりと継続する。

### 目的

行政改革推進法に基づく機能及び民業補完の趣旨を明記。

### 業務

〔政策金融の範囲を限定〕

行政改革推進法の業務限定を忠実に反映。  
指定金融機関を活用した危機対応業務。

〔業務の不断の見直し、民業補完の徹底〕

市場化テストの対象とする。  
現行の量的縮減の数値目標(平成20年度中に  
貸付残高の対GDP比半減)を確実に達成。  
その後の数値目標の設定を検討。

### 組織・会計経理等

〔一つの政策金融機関として業務を実施〕

政府全額株式保有の特殊会社。  
国際金融業務は、「国際協力銀行」という名称を用いるが、あくまで部門の名称であり、子会社ではない。  
法改正しない限り、子会社化はできない。

〔効率的な事業運営・資金調達を実現〕

会社法に基づく企業会計原則の適用、会計監査人の監査。

一元的に、効率的な資金調達を実施。

以下の仕組みで、信用力を維持。

- ・発行債券への政府保証の付与。
- ・予算の国会議決、決算の国会提出、金融検査の実施等。